

議員提出議案第4号

義援金差押禁止法の恒久化の検討を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月22日提出

提出者	鳥取市議会議員	岡田信俊
	〃	椋田昇一
	〃	星見健蔵
	〃	石田憲太郎
	〃	西村紳一郎
	〃	伊藤幾子
	〃	田村繁巳
	〃	長坂則翁
	〃	上杉栄一

鳥取市議会議長 山田延孝様

## 義援金差押禁止法の恒久化の検討を求める意見書

「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」、いわゆる「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようになるため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みをつくり、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、迅速な対応が求められている。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

1. 「義援金差押禁止法」については、近年、自然災害が頻発化する中、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久化に向けて検討を始めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
様